

事業者の皆様へ(業種を問わない支援制度等)

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先	
給付金・助成金等	◆感染防止対策に取り組みたい						
	従業員へのPCR検査実施の支援	中小企業PCR検査補助金	県	県内に事業所を有する中小企業者等	<ul style="list-style-type: none"> ●中小事業者が自主的に行うPCR等の費用を支援 ・補助率：1/2以内 ・補助上限額：30万円 ●申請期間 ・令和3年8月16日～令和4年3月31日 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業PCR検査補助金事務局 ☎0836-38-8531 	
	◆経営の支援が必要						
	まん延防止等重点措置により影響を受けた県内中小事業者の事業継続への支援	中小事業者緊急対策支援金	県	令和4年1月の月間事業収入が、令和元年、令和2年若しくは令和3年の同月比で30%以上減少した県内の中小事業者で、以下のいずれかに該当する者 ①令和4年1月7日に本県に適用されたまん延防止等重点措置区域内(岩国市・和木町)に事業所を有する中小事業者(営業時間短縮要請の対象事業者は除く) ②営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引のある県内に事業所を有する中小事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●支援金額 ・法人：20万円 ・個人事業主：10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者緊急対策支援金事務局 ☎083-942-0428 	
中小事業者オミクロン株集中対策支援金		令和4年2月の月間事業収入が、令和元年、令和2年若しくは令和3年の同月比で30%以上減少した県内の中小事業者					<ul style="list-style-type: none"> ●支援金額 ・法人：20万円 ・個人事業主：10万円
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援	事業復活支援金	国	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月(※)の売上が基準月(※)と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少している事業者</p> <p>※対象月：令和3年11月～令和4年3月までのいずれかの月 ※基準月：平成30年11月～令和3年3月までの間の任意の同じ月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●給付額 基準期間(※)の売上高－対象月の売上高×5 ※「平成30年11月～平成31年3月」、「令和元年11月～令和2年3月」、「令和2年11月～令和3年3月」のいずれかの期間 【給付上限額】 <50%以上減少> ・法人：250万円 ・個人事業主：50万円 <30%以上50%未満減少> ・法人：150万円 ・個人事業主：30万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業復活支援金事務局 ☎0120-789-140 (I P 電話等) ☎03-6834-7593 		

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
給付金・助成金等	◆コロナを契機に新たな事業に取り組みたい					
	新分野展開や業態転換で事業を立て直したい事業者への支援	事業再構築補助金	国	以下の要件をすべて満たす企業・団体等 ①令和2年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(令和元年又は令和2年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等 ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等	●新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等の支援 ・補助率：2/3 ・補助上限額：8,000万円	・事業再構築補助金事務局 ☎0570-012-088 (I P 電話等) ☎03-4216-4080
	感染防止対策をしつつ、新たな取組にチャレンジしたい事業者への支援	小規模事業者持続化補助金	国	以下に該当する小規模事業者と要件を満たす特定非営利活動法人 【商業・サービス業】 常用従業員数 5人以下 【宿泊業・娯楽業・製造業その他】 常用従業員数 20人以下	【一般型】 ・補助率：2/3 ・補助上限額：50万円 ・補助対象：店舗改装、チラシ作成、広告掲載 等 【低感染リスク型ビジネス枠】 ・補助率：3/4 ・補助上限額：100万円 ・補助対象：対人接触機会の減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築 等	【一般型】 ・商工会地区：全国商工会連合会 ☎03-6670-2540 ・商工会議所地区：日本商工会議所 ☎03-6447-2389 【低感染リスク型ビジネス枠】 ・持続化補助金低感染リスク型コールセンター ☎03-6731-9325
◆従業員の雇用を守りたい						
従業員に休業手当を支払っている事業者への支援	雇用調整助成金	国	以下の条件を全て満たす事業主 ①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している ②最近1か月間の売上高又は生産量などが前年同月比5%以上減少している ③労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている	●休業手当等の最大10/10を助成 (日額最大15,000円)	・コールセンター ☎0120-60-3999 ・山口労働局職業対策課 ☎083-995-0383 ・各ハローワーク	

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先	
給付金・助成金等	子どもの世話をを行うための有給休暇を労働者に取得させた事業主への支援	小学校休業等対応助成金	国	子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主	休暇中に支払った賃金相当額×10/10（上限1日当たり13,500円）を支給	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999 	
		小学校休業等対応支援金		子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者	就業できなかった日について、1日当たり6,750円を支給		
	休業手当の支払いが困難な事業者への支援	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	国	①令和2年4月1日から令和3年11月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者 ②令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日から令和3年11月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等	<ul style="list-style-type: none"> ●休業前賃金の8割を給付（日額上限9,900円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276 	
	コロナで離職を余儀なくされた方を雇用する事業者への支援	トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対策トライアルコース）	国	次の全ての要件を満たす労働者の雇用で、本人がトライアル雇用を希望する場合 ①紹介日において、離職している ②紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している	<ul style="list-style-type: none"> ●支給対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3か月間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各ハローワーク 	
	コロナ禍で雇用過剰や人手不足となり在籍型出向を希望・検討・実施している事業者への支援	在籍型出向緊急支援事業（在籍型出向に係る無料の労務関係相談支援）		県	在籍型出向を希望・検討している県内事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●支援内容 ・専門家（社会保険労務士）による労務関係の無料相談（WEB会議でも対応可） ●申込期間 ・令和4年3月18日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県社会保険労務士会（在籍型出向に係る無料の労務関係相談窓口） ☎083-923-1720
		企業間の人材マッチング支援		（公財）産業雇用安定センター	在籍型出向を希望・検討している事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●支援内容 ・事業所間の出向マッチング支援（無料の相談・助言・斡旋） 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業雇用安定センター山口事業所 ☎083-973-8071
		産業雇用安定助成金		国	以下の①及び②が支給対象 ①新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として在籍型出向により労働者を送り出す事業主（出向元事業主） ②当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）	<ul style="list-style-type: none"> ●支援内容 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター ☎0120-60-3999

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
融資・貸付	資金繰りのため融資を受けたい事業者への支援	セーフティネット貸付の要件緩和	日本政策金融公庫	資金繰りのため融資を受けたい事業者	●「売上高が5%以上減少」の要件緩和（今後の影響が見込まれる事業者も対象）	・日本政策金融公庫各支店
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比5%以上減少した事業者	●無担保・当初3年間基準金利から▲0.9% ●売上高20%減少の場合、実質無利子（小規模事業者15%以上減少、個人事業主要要件なし）	・日本政策金融公庫各支店
		新型コロナウイルス対策マル経融資	日本政策金融公庫	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比5%以上減少した小規模事業者	●無担保・当初3年間基準金利から▲0.9% ●売上高15%減少の場合、実質無利子（個人事業主要要件なし）	・日本政策金融公庫各支店
	資金繰りのため融資を受けたい事業者への支援	実質無利子・無担保融資	日本政策金融公庫	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比20%以上減少した事業者 ※小規模の個人事業主：5%以上 ※小規模の法人：15%以上	●利子補給を通じて当初3年間、実質無利子・無担保融資	・日本政策金融公庫各支店
		危機対応融資	商工組合中央金庫	直近1か月の売上高が前年同期又は前々年同期比5%以上減少した事業者	●無担保・当初3年間基準金利から▲0.9% ●売上高15%減少の場合、実質無利子（個人事業主要要件なし）	・商工組合中央金庫各支店
		経営安定融資(伴走支援枠)	県	以下のいずれかに該当する中小企業者 ①新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の認定を受けた方 ②セーフティネット保証5号の認定を受け、認定における売上高等の減少率が15%以上の方等 ③最近1か月間の売上高が、前年同月の売上高と比較して▲15%以上の方等（セーフティネット保証の認定は不要）	●国・県からの補助により、保証料率を軽減 【保証料率】 ・融資対象①②：事業者実質負担 年0.05% ・融資対象③：事業者実質負担 年0.09%～年0.70%	・県内に支店のある金融機関 ・山口県信用保証協会 各営業店 ・山口県経営金融課 ☎083-933-3188
猶予	税金の納付が困難な事業者への支援	納税の猶予	国 県 市町	新型コロナウイルスの影響により、一時に納税を行うことが困難な事業者	・納税（徴収）の猶予 ・申請による換価の猶予	・各税務署 ・各県税事務所 ・各市町税務担当課

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
猶予	社会保険料が払えない事業者への支援	厚生年金保険料等の納付猶予	国	令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時の納税を行うことが困難である方	●1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予（無担保・延滞金なし）	・各年金事務所
	公共料金が払えない事業者への支援	支払期限の延長等	その他	公共料金の支払期限の延長を求める事業者	●各事業者により支払期限が延長される	・電気・ガス・電話：契約事業者 ・上下水道：各市町
キャンペーン	新型コロナウイルスの影響を大きく受けた山口県のお店の応援【再掲】	頑張るお店応援プロジェクト	県	参加店舗への支援を申し込んだ方に、そのお店で使える50%のプレミアム付きチケット「元気にやまぐち券」を発行 ●支援金募集期間：令和3年8月17日～11月24日（第1期～第4期） （9月2日に支援金額が累計7億円に達したため、募集は終了） ●チケット利用期間：令和3年9月13日～令和4年2月28日（第1期） ：令和3年10月12日～令和4年3月31日（第2期）		・クラウドファンディング支援事務局 株式会社 KAIKA ☎083-241-2758

事業者の皆様へ(業種別の支援制度等)

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
社会福祉施設等	介護・障害福祉分野への就職の支援	介護訓練修了者への返済免除付就職支援金貸付制度	国	他業種から介護・障害福祉の職への転職希望者	●職業訓練修了後、就職に必要な準備資金20万円が借りられる (2年間継続して介護施設等で就業すれば返済免除)	・各ハローワーク
	介護施設等のサービス継続の支援	介護施設等コロナ対策関連事業	県	衛生用品の購入や個室化改修等を行う介護施設等	●補助基準額(定額上限) ・衛生用品購入等 ※施設毎に個別設定 ・個室化改修等:978千円/床	・山口県長寿社会課 ☎083-933-2793
	障害者福祉施設等のサービス継続の支援	障害者福祉施設等コロナ対策関連事業	県	障害者福祉施設等	●補助基準額(定額上限) ・衛生用品購入等 ※施設毎に個別設定 ・個室化改修等	・山口県障害者支援課 ☎083-933-2735
	コロナ禍での保育所等の事業継続実施に向けた支援	保育対策総合支援事業	市町	【概要】 対象施設が行う感染対策のための衛生用品、備品等の購入支援 【対象施設】 保育所等、児童厚生施設(市町所管施設)	●補助基準額 ①保育所等(1施設当たり) ・定員~19人:30万円 ・定員20人~59人:40万円 ・定員60人~:50万円 ②児童厚生施設(市町所管施設) ・1施設当たり30万円	・各市町児童福祉施設所管課
	コロナ禍での放課後児童クラブ等における子育て支援事業の継続実施に向けた支援	地域子ども・子育て支援事業	県	【概要】 対象施設が行う感染対策のための衛生用品、備品等の購入支援 【対象施設】 放課後児童健全育成事業等に取り組む施設	●補助基準額 ・15~50万円 ※事業・定員ごとに設定	・山口県子ども政策課 ☎083-933-2747
	コロナ禍での保護施設(救護施設)の事業の継続実施に向けた支援	社会福祉施設等補助事業	県	県内の6つの保護施設(救護施設) 下関市梅花園、聖和苑、救護施設つばき、石城苑、さつきの里、愛和苑	●内容 ・衛生管理体制の確保に必要な経費を補助 ●限度額 ・50万円/1施設	・山口県厚政課 ☎083-933-2727
飲食業者	感染症対策に取り組む飲食店の認証及び支援	やまぐち安心飲食店認証制度	県	感染予防の取組(30項目)を実践する飲食店で、次のいずれにも該当すること ①県内で、食品衛生法に基づく営業許可を受けて飲食店又は喫茶店等を営業している ②屋内の客席において飲食させる営業を行っている	●認証ポスター等を配付(「やまぐち安心飲食店」ポスター) ●ウェブサイトで店舗名等を公表 ●認証受付期間 ・令和4年1月7日~3月2日	・やまぐち安心飲食店認証事務局 ☎083-976-4141

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
飲食業者	感染症対策に取り組む飲食店の支援	新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店応援制度	県	感染予防の取組（11項目中3項目以上）を実践する飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ●取組宣言飲食店ポスター等を配付（「取組宣言店」ポスター） ●ウェブサイトで店舗名等を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）山口県食品衛生協会 ☎083-920-6221
	営業時間短縮要請に伴う協力金	営業時間短縮要請協力金交付事業（第4期）	県	<ul style="list-style-type: none"> ●対象区域 <ul style="list-style-type: none"> ・県内全域 ●要請期間 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年2月1日～2月20日（20日間） ●対象店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店 ※飲食店等の営業許可を取得しているカラオケボックスや結婚式場等を含む ※テイクアウト等は対象外 ●要請内容 <ul style="list-style-type: none"> 【やまぐち安心飲食店（認証店）】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が①又は②を選択 ①営業時間を5時から21時までに短縮（酒類の提供は11時から20時まで） ②営業時間を5時から20時までに短縮（酒類の提供は終日停止） ・同一テーブルの同一グループでの利用は4人以内に制限 【認証店以外】 <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を5時から20時までに短縮 ・酒類の提供は終日停止 ・同一テーブルの同一グループでの利用は4人以内に制限 	<ul style="list-style-type: none"> 【やまぐち安心飲食店（認証店）】 <ul style="list-style-type: none"> <要請①を選択の場合> <ul style="list-style-type: none"> ●中小企業・個人事業主 <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たり2.5万円～7.5万円を支給 ●大企業 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度、前々年度又は前々々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 ※上限：20万円もしくは前年度、前々年度又は前々々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額 <要請②を選択の場合> <ul style="list-style-type: none"> ●中小企業・個人事業主 <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たり3万円～10万円を支給 ●大企業 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度、前々年度又は前々々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 ※上限：20万円 【認証店以外】 <ul style="list-style-type: none"> ・上記②と同様 【認証店・認証店以外】 <ul style="list-style-type: none"> ●申請期間 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年2月21日～3月31日 	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県時短要請・協力金相談窓口 ☎0120-780-878
観光事業者	大幅に落ち込んだ観光需要の喚起【再掲】	やまぐち割引宿泊券	県	<ul style="list-style-type: none"> ・額面：5,000円（販売額3,500円） ・利用上限：1人1泊当たり20,000円（宿泊券5,000円×4枚） ・利用場所：山口県内取扱宿泊施設、旅行会社 ・利用期間：令和4年3月17日～7月20日 ※GW期間（4/29～5/5宿泊分）は利用対象外 		<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち割引宿泊券事務局 ☎0120-100-577
		旅々（たびたび）やまぐち割	県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の登録旅行会社・登録宿泊施設・登録オンライン旅行予約サイトから予約を行った山口県、島根県、広島県、愛媛県、福岡県、大分県在住の方 ・ワクチン・検査パッケージの適用が条件（隣県居住者は、12月22日から、山口県民は1月4日以降適用） 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊代金・日帰り旅行代金の割引 <ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり2,000～5,000円の割引 ●旅々やまぐち割クーポン <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊の場合は1人1泊につき、日帰り旅行の場合は1人につき、登録店で使用できる2,000円分のクーポンを発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅々やまぐち割事務局 ☎0120-125-231

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
観光事業者	大幅に落ち込んだ観光需要の喚起	バスツアー企画旅行支援事業	県	貸切バスを利用し県内宿泊を伴う旅行商品を造成する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●補助内容 ・県内バス事業者のバスを利用の場合、12万円/台 ・県外バス事業者のバスを利用の場合8万円/台 	(一社) 山口県観光連盟 ☎083-924-0462
		誘客イベント開催支援事業補助金	県	観光目的のイベントを開催する団体	<ul style="list-style-type: none"> ●対象経費 ・イベントの開催に直接必要と認められる経費 ●補助額 ・200万円を上限とした定額補助 	・山口県誘客イベント開催支援事業事務局 ☎0836-39-7688
	失われた観光需要の回復と地域の観光関連消費の喚起【再掲】	Go To トラベル ※現在停止中	国	宿泊を伴う、又は日帰りの国内旅行を行う方	<ul style="list-style-type: none"> ●国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の30%を割引 ●平日3,000円/休日1,000円分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与 ・1人1泊当たり1万円が上限(日帰りは3,000円が上限) ・7泊分まで支援の対象 	・Go To トラベル事務局 ☎0570-002-442
交通事業者	地域住民に必要な生活バス路線の維持・確保	地方バス路線運行維持対策事業	県	<ul style="list-style-type: none"> ①バス事業者(広域的・幹線的路線) ②市町(その他広域路線) ③市町(地域コミュニティ交通) 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象経費 ①路線維持費、車両償却費 ②路線維持費 ③路線維持費 	・山口県交通政策課 ☎083-933-3120
	離島航路の維持安定及び見島の地域社会の維持	離島航路対策事業	県	<ul style="list-style-type: none"> ①離島航路整備法に基づき指定された航路事業者 ②萩市 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象経費 ①運航維持費 ②見島航路の島民運賃低廉化経費 	・山口県交通政策課 ☎083-933-3120
	コロナ禍での岩国錦帯橋空港を発着する路線の維持	岩国錦帯橋空港国内線の着陸料等の減免措置	国	岩国錦帯橋空港を発着する航空会社	<ul style="list-style-type: none"> ●内容 ・国土交通省告示で定める額から、着陸料は80%、停留料は100%減免 ●減免措置期間 ・令和3年3月～令和4年2月着陸分 	・国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課 ☎03-5253-8111
	コロナ禍での山口宇部空港を発着する路線の維持	山口宇部空港国内線の着陸料等の減免措置	県	山口宇部空港を発着する航空会社	<ul style="list-style-type: none"> ●内容 ・山口県山口宇部空港管理条例で定める着陸料、停留料の額から45%減免 ●減免措置を延長する期間 ・令和3年9月～令和4年2月着陸分 	・山口県交通政策課 ☎083-933-2522 ・山口県港湾課 ☎083-933-3810

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
交通事業者	公共交通事業者の事業継続への支援	公共交通事業継続支援事業	県	【対象事業者】 ・公共交通事業者（バス・タクシー・地域鉄道・内航フェリー・外航フェリー） 【支援対象】 ①事業継続 ②感染症対策	●補助上限額 ①バス：12万円／台 タクシー：9万円／台 フェリー：1,500～5,000万円／隻 地域鉄道：500万円／社 ②バス：4万円／台 タクシー：2万円／台 フェリー：40～300万円／隻 地域鉄道：8万円／両	・山口県交通政策課 ☎083-933-3120
	公共交通事業者の事業継続のための燃料費の助成	公共交通燃料価格高騰対策緊急支援事業	県	公共交通事業者（バス・タクシー・地域鉄道・内航フェリー・外航フェリー）	●対象経費 令和3年度の燃料費 ●補助上限 ①バス、タクシー、地域鉄道 令和2年度に支出した燃料費の2/10の額 ②フェリー 令和2年度に支出した燃料費の3/10の額	・山口県交通政策課 ☎083-933-3120
	『山口宇部空港⇄下関駅』間の乗合タクシーによる代替二次交通の確保	山口宇部空港二次交通緊急対策支援事業	県	山口宇部空港⇄下関駅間の乗合タクシーによる代替二次交通の確保を行う事業者 (山口宇部空港利用促進振興会)	●補助対象経費 ・運行支援費、事業推進費、車両整備費 ●対象期間 ・令和3年10月～令和4年3月中旬	・山口県交通政策課 ☎083-933-2522
農林水産事業者	フードバンクにおける食品の受入れ・提供体制整備への支援	食品受入能力向上緊急支援事業（フードバンク支援事業）	国	フードバンク	●補助率 ：10/10 ●補助上限額 ：500万円	・農林水産省 外食・食文化課 ☎03-3502-8111
	子ども食堂及び子ども宅食における食育の一環としてのごはん食の推進の支援	政府備蓄米の無償交付	国	ごはん食を提供する食事提供団体（子ども食堂）	●子ども食堂に、団体当たり年間120kgを上限に交付 ●子ども宅食に、団体当たり年間300kgを上限に交付	・農林水産省 農産局穀物課 ☎03-3502-7950
	市場価格の低下により収入が減少した農業者への経営支援	農業経営収入保険事業	国	農業者	●収入減少を補てん ●無利子のつなぎ融資を実施	・農林水産省 経営局保険課 ☎03-6744-2174
	魚価の下落により収入が減少した漁業者への経営支援	漁業収入安定対策事業	国	漁業者	●収入減少を補てん ●漁業者の自己積立金の仮払い ●自己積立金の積立猶予	・水産庁 漁業保険管理官 ☎03-6744-2356

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先	
農林水産事業者	中堅・大手外食事業者を支援	中堅外食事業者資金融通円滑化事業	国	中堅・大手外食事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●債務保証による信用力強化 ●既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済 	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）日本フードサービス協会 ☎03-5403-1060 	
	外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	農業労働力確保緊急支援事業	国	新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が来られず農作業に当たって人手不足になった経営体等	<ul style="list-style-type: none"> ●補助率：定額（交通費3万円/月以内、宿泊費6,000円/泊以内、労働500円/時間等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国農業会議所 ☎0120-150-055 	
	外国人材の不足を補う代替人材の募集の支援	農業労働力確保緊急支援事業	国	新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が来られず人手不足になった経営体と関係協同組合等	<ul style="list-style-type: none"> ●補助率：1/2以内（求人情報の掲載費、求人チラシの製作費、マッチング費用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国農業会議所 ☎0120-150-055 	
	新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した畜産農場等への事業継続のための支援	発生畜産農場等経営継続対策事業	国	新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が確認された畜産農場等	<ul style="list-style-type: none"> ●補助率：定額（代替要員の派遣、家畜の緊急避難、消毒等の経費、出荷できなくなった生乳への支援） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省畜産局牛乳乳製品課(乳用牛) ☎03-3502-5988 企画課(肉用牛) ☎03-3502-0874 畜産振興課(豚、家さん) ☎03-3591-3656 飼料課(飼料生産組織) ☎03-3502-5993 	
	漁業・水産加工業者における労働力の確保の支援	水産業労働力確保緊急支援事業	国	漁業者、水産加工業者	<ul style="list-style-type: none"> ●漁業・水産加工業の経営体が雇用する際の掛かり増し賃金（上限500円/時）、保険料、宿泊費は定額 ●遠洋漁船の外国人船員を継続雇用又は外国人船員を現地において配乗する際の掛かり増し経費の1/2を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国水産加工業協同組合連合会 ☎03-3662-2040 	
	農業者や漁業者等の経営安定化のための資金支援	担い手総合支援資金制度対策事業	水産振興資金対策事業	県	経営安定化のための融資が必要な農業者や漁業者等	<ul style="list-style-type: none"> ●制度融資に係る利子補給の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県ぶちうまやまぐち推進課 ☎083-933-3360
		水産振興資金対策事業					

区分	目的	事業名	事業主体	対象者の要件	支援等の内容	問い合わせ先
文化・スポーツ関係事業者	ポストコロナを見据えた公演や動画配信への支援及び延期、中止した公演等のキャンセル費用等の支援	J-LODlive2補助金 (コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金)	国	①ポストコロナを見据えた収益基盤の強化に資する公演及び当該公演を収録した動画の海外向けデジタル配信の実施をする法人 ②公演等を延期・中止した事業者に対し、キャンセル費用等を支援（対象分野：公演、展示会、遊園地・テーマパーク）	●補助率 ①公演の実施に要する費用及び動画の制作・配信に係る費用 ・1/2（上限3,000万円/件） ②キャンセル費用等の支援 ・10/10（上限2,500万円/件） ●対象期間 ・令和3年4月7日～令和4年2月28日	・特定非営利活動法人映像産業振興機構（V I P O） ☎0120-68-7322
	全国規模のスポーツ大会・リーグ等の主催者が行う感染防止対策への支援及び緊急事態宣言等で中止となった大会のキャンセル費用の支援	ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業	国	全国規模のスポーツ大会等の主催者で、社団法人又は財団法人のスポーツ団体等が行う以下の取組を支援 ①試合開催時や大会の運営改善において取り組む感染症対策、デジタル技術等を用いた観戦方法の提供などの新たな取組への支援 ②大会のキャンセル費用等の支援 ※①、②とも11月12日に申込受付終了	●補助率等 ①1/2 （上限/通常分：1000万円×参加チーム数又は会場数の少ない方、特別枠：4000万円） ②定額1000万円×試合数（別途条件あり） ●対象期間 ①令和3年1月28日～令和4年3月31日 ②令和3年1月8日～令和4年3月31日	・スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付 企画係 ☎03-6734-3943